明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働三）　一
○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　四
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二〇〇～二〇七）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二〇八～二一〇）　一三
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示（文部科学・厚生労働四）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○文部科学省・厚生労働省令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。